

令和4年（行ウ）第302号・令和4年（行ウ）第446号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原告 [redacted] 外9名

参加原告 [redacted]

被告 千代田区長

準備書面（4）

令和5年 8月 4日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 山下 幸 夫



参加原告訴訟代理人弁護士 大 城 聡



同 福 田 隆 行



同 熊 澤 美 帆



同 久 道 瑛 未



原告らは、令和5年5月9日付被告ら準備書面（2）（以下「被告ら準備書面（2）」という。）の「第3 原告ら準備書面(2)への反論」に対し、次のとおり再反論を行う。

なお、原告らの令和5年7月18日付準備書面(3)を、「原告ら準備書面(3)」として引用する。

第1 同1について

1 被告らの主張

被告らは、①本件工事契約に基づく債務を解消できる事情について何ら主張立証がない以上、主張自体失当であることは前記(被告ら準備書面(2)16頁)の通りである、②千代田区の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると原告らの主張が、本件工事契約が無効となる「特段の事情」に係る主張として不十分であることは前記(被告ら準備書面(2)17頁)の通りである旨を主張している(被告ら準備書面(2)19頁)。

2 原告らの再反論

しかしながら、①については、原告ら準備書面(3)において述べたとおり、被告らは、最判平成25年3月21日判決を引用してそのように主張しているが、同判決は、先行する移転補償契約を前提としてなされた財務会計上の行為の違法性が問われた事案であり、先行する契約を前提としない本件とは全く法的構図が異なるものであり、同様に解することはできないから、被告らの主張は失当である。

②についても、被告らの主張は、最判平成25年3月21日判決を引用してのものであるところ、全く異なる事案である本件にその判例法理を適用して主張するのは相当ではないから、前提において誤っており、そもそも反論たりえない。

よって、この点に関する被告らの主張には理由がない。

第2 同2について

1 被告らの主張

被告らは、特定道路の歩道について、有効幅員に関する経過措置や規則改正を行わないことが何故に違法となるのかが不明であると述べた上で、①千代田区が特定道路の歩道の有効幅員を1.5メートルに緩和する措置を執らないことに不合理な点はないこと、②平成25年2月8日開催の千代田区議会総務委員会での千代田区職員の答弁は、本件規則の経過規定に関して述べられたものではなく、同答弁を理由に、千代田区が上記有効幅員につき柔軟な対応が可能であるとの解釈を示したことにはならないこと、③本件規則に経過規定を設けないことに何ら不合理な点がないなどと従来の主張を繰り返している（被告ら準備書面（2）20頁）。

2 原告らの再反論

東京都の移動円滑化の基準に関する条例4条には有効幅員に関する規定があり、東京都の移動円滑化の基準に関する条例施行規則3条1項に有効幅員に関する規定があるが、附則2条1項には、「市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず第三条第一号に規定する有効幅員を有する歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。」との経過規定が設けられている。

千代田区は、本件条例案について審議した平成25年3月8日の企画総務委員会における条例審議の際に、笹木道路公園課長は、「まず、歩道幅員についてですが…都の基準では、その他の道路は原則として2メートル以上としています。区の基準としましても、都の基準と同様に、原則として2メートル以上としたいと考えております。」と述べ、小山都市基盤整備担当部長は、「今回は、基本的にはバリアフリーの、いろいろと都心も含めて基準をつくっている、東京都の基準に合わせて、そういう表現をさせていただいているという形でございませう。」と説明しており、東京都に合わせてという形で柔軟に対応できることを説明している。

そのように説明をした上で、経過規定のない本条例案を審議し、成立させている。

区議会議員としては、千代田区の職員が、「都の基準に合わせる」と述べていることから、経過規定がなくても、都に合わせられる、すなわち、経過規定があるのと同じように運用できると認識させた上で、経過規定が必要であると考えていた議員を含めて、本条例案への賛成を得て成立させているのである。

ところが、千代田区は、神田警察通りⅡ期工事区間の工事について、本条例には経過規定がないから、幅員は2メートル以上必要であり、それ故に、有効幅員を確保するために、本件街路樹は伐採しなければならないと説明しているが、これは本条例案の審議の際の千代田区側の説明と矛盾しており、二枚舌的な説明をしていることになり、これは本条例案に賛成した千代田区議会の議員をも騙したことになる。

被告らは、平成25年2月8日開催の千代田区議会総務委員会での千代田区職員の答弁は、本件規則の経過規定に関して述べられたものではないと主張しているが、上記のとおり、それは誤りである。したがって、それを前提として、千代田区が上記有効幅員につき柔軟な対応が可能であるとの解釈を示したことはならないとの被告らの主張も失当である。

したがって、上記の①から③の主張はいずれも不合理であり、そのような主張は認めるべきではないというべきであり、本条例を根拠として、神田警察通りⅡ期工事区間の工事を正当化することは許されない。

被告らは、特定道路の歩道について、有効幅員に関する経過措置や規則改正を行わないことが何故に違法となるのかが不明であると主張するが、原告らが問題にしているのは、千代田区において、そのような柔軟な解釈をとるか、経過規定を設けて歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができるのであるから、歩道の有効幅員を2メートル以上にすることは当然に遵守しなければならないとの千代田区の見解は、バリアフリー法の趣旨や精神からからみ

て、あまりにも条例を杓子定規に解釈するものであり、それを前提として、本件街路樹であるイチヨウの木を伐採しなければならないと判断することは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとして、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たり、違法であるということであり（第1事件訴状第2・4・(1)・ア【同4頁以下】）、その主張は明確であり、何ら「不明」ではない。

3 まとめ

よって、この点に関する被告らの主張には理由がない。

第3 同3について

1 被告らの主張

- (1) 被告らの主張の第1段落については、前記第2、2で反論済みである。
- (2) 被告らの主張の第2段落以下において、被告らは、①I期区間の街路樹と本件街路樹とではその様相が異なっており、景観としての連続性は認められない、②そもそも、本件工事区間において緑陰の問題が生じ得るのか疑問であるとの主張を繰り返している（被告ら準備書面（2）20頁）。

2 原告らの再反論

(1) 上記①について

ア 既に、原告ら準備書面（1）において反論済みであり（同12頁）、それを援用する。

それに対して、被告らは反論したり新たな主張をしていない。

イ すなわち、本件工事区間は、I期工事区間と合わせて「歴史・学術ゾーン」と位置付けられ（甲B2・10～13頁）、I期区間の街路樹と本件街路樹は、歴史的景観的に連続した価値を有している（甲C33）。

I期区間と本件工事区間は、立地としても、同一の通りにおいて連続している場所である。

II期区間は、東京大学発祥の地であり、同志社英学校（後の同志社大学）の

創立者である新島襄生誕の地であるという歴史的価値を有している（甲C 33）。その意味でも、I期区間と本件工事区間は、歴史的景観的な価値を有している。

ウ 被告らの主張は、千代田区が定めた神田警察通り賑わいガイドラインにも反している。神田警察通り賑わいガイドラインにおいて、I期区間と本件工事区間は合わせて「歴史・学術ゾーン」と位置付けられており（甲A1・10～13頁）、「歴史・学術ゾーンのガイドライン」では、「①街路樹と沿道緑地の協調による緑の十字骨格の創出」の中で「実施すべきもの」として、「緑の基軸としての街路樹の保全・育成」が位置付けられ、「豊かに育った既存の街路樹を活用する（白山通りのプラタナス、共立女子前のイチョウなど）」と記され、既存の街路樹が活用されることが明記されている（甲A1・10頁）。「歴史・学術ゾーンでの沿道空間形成の提案」においても「既存のイチョウ並木の保全・活用」がイメージ図の中で明確に示されていた（甲A1・12頁）。

被告らの主張は、千代田区が定め、行政として尊重すべきである神田警察通り賑わいガイドラインに反する主張であり、失当である。

(2) 上記②について

被告らは、多くの建物が建ち並ぶ区間であり、これらの建物によって日陰が生じる箇所においては、そもそも緑陰の問題が生じるか疑問であると主張していたが（被告らの第1事件答弁書29頁。被告らもそうでない箇所があることは認めていると言える。）、神田警察通りを挟んで両方の歩道部分にイチョウの木があり、太陽の光の方向によって、建物の陰にならない箇所や時間帯によって異なるのだから、緑陰の問題は生じると考えるべきであり、被告らの主張には理由がない。

3 まとめ

よって、この点に関する被告らの主張には理由がない。

第4 同4について

1 被告らの主張

第1段落の主張については、前記第2、2で反論済みである。

第2段落以降において、被告らは、①パーキング・メーターを整備し設置することは路上駐車そのものを減少させることではなく、「違法な」路上駐車や大型車両の駐車を抑止することを目的とするものであるとして、原告らの主張は的外れである、②平成30年12月時点での調査結果(乙25)が「かなり」古いものであるとの評価自体が疑問であり、仮にその点を措くとしても、当該調査結果と実態との間の乖離の有無について何ら具体的な主張がされていない以上「不正確」というのは根拠のない単なる憶測を述べるものに過ぎないなどと主張している(被告ら準備書面(2)21頁)。

2 原告らの再反論

(1) 上記①について

被告らは、「パーキング・メーターは全廃できない」ことを前提として主張しているが、この点については、原告ら準備書面(3)第2・(4)・ア(同5頁以下)を援用する。

その前提が誤りである以上、それを前提とする①の主張には理由がない。

(2) 上記②について

原告らの主張は、通行量調査は毎年度行っていると考えられるのに、平成30年度12月時点での調査結果(乙25)を参照するのは相当ではなく「不正確」であるとの趣旨である。

交通量は周囲の道路状況の変化や経済活動の変化などの影響を受けることが予想されることから、最新の交通量の調査結果を参照しなければ、その予測の前提が誤っていることになる。

原告らとしては、千代田区の検討材料が不適切であると指摘するものであ

り、「単なる憶測」と論難するのは相当ではない。

3 まとめ

よって、この点に関する被告らの主張には理由がない。

第5 同5について

被告らは多岐にわたって主張しているので、項目毎に反論する。

1 同(1)について

(1) 被告らの主張

被告らは、①本件工事の施工内容は、沿道の町会及び商店会の代表者等、その地域を代表する者によって構成される本件協議会や、区民の代表機関である千代田区議会での議論を経て決定されたものであること、②千代田区議会は原告らをはじめとする住民も傍聴でき、かつ、少なくとも同議会の議事録は、同議会での議論がなされた当時から、千代田区議会のホームページ上で何人も閲覧可能であったこと、③本件工事の概要についても、千代田区のホームページに掲載され、本件工事契約締結よりも前に何人にも閲覧可能だったこと、④本件契約締結後、千代田区が複数回にわたり住民説明会や意見交換会を実施したことを主張している（被告ら準備書面（2）22、23頁）。

(2) 原告らの再反論

ア ①について

既に述べたとおり、本件協議会は、その規約によっても、単に協議をする場であって、決議をしたり、了承する機関ではないし（乙4・第3条）、本件協議会に参加している全ての町会において、各町会内において適切に情報共有されて、当該地域の意向を反映している組織であるとは認められない（甲C35・2頁）。加えて、本件協議会の委員の中に本件工事区間の沿道に住む区民はいなかったことは被告らも認めているところである（被告準備書面（1）7頁）。そうであれば、その地域を代表する者によって構

成される本件協議会での議論を経て決定されたものとは言えない。

なお、本件協議会の議事要旨も、本件契約締結までの間は、千代田区のホームページには議事要旨を公開せず、コピーを求めた住民に対して情報公開請求の手続をとるよう求めていたが、令和4年1月31日千代田区議会予算特別委員会において、大串議員からの質問に対して、印出井・環境まちづくり部長が「公開等については、課題があったと。…今後、しっかり改善を図ってまいりたいと思います。」と述べ、佐藤・地域まちづくり課長が「ご迷惑をおかけしたのかなと思います。」と述べて謝罪し、「今、職員のほうで整理して、速やかにホームページのほうに上げてまいりたいというふうに思っております。」と述べて、協議会の議事要旨を順次HP（ホームページ）で公開する旨を答弁している（甲A12）。

その議事要旨ですら、本件契約締結後の令和4年1月28日に開催された第19回会議の議事要旨が千代田区のホームページに掲載されたのが同年3月2日ころのことであり、その時点では、それ以前の第1回会議から第18回会議までについては議事要旨も公開されていなかった。

その後、議事要旨の全てが千代田区のホームページに掲載されたのは、原告らが住民監査請求（令和4年5月10日）をしてからしばらくした後のことであり、本件契約締結前には、原告ら区民が閲覧することはできなかったものである。

また、千代田区議会における審議については、原告ら準備書面（3）において、幸田雅治教授の意見書（甲C40の1）を踏まえて、千代田区職員による虚偽又は不正確な答弁が議決の可否を判断する上で主要な要素となっているか（第1の基準）、議会での議論の前提となる事実に関する執行部の説明が住民に正確に理解される内容となっているか（第2の基準）から判断すると、本件契約締結に関する議決は無効と解すべきことを詳述したところである（同第2【同12頁以下】）。

イ ②について

千代田区の担当者が、本件協議会の内容を千代田区議会企画総務委員会に報告していたということであり、それは議会に対する報告であって、それ自体が区民に対する情報伝達とは言えないことは言うまでもない。

そもそも、千代田区議会の企画総務委員会において（本会議以外の多数の委員会で具体的に、今、何が議論されていることを知っている区民はほとんどいない。）、神田警察通りⅡ期工事について、企画総務委員会で議論されていることを知らなければ閲覧しようがないから、何人でも閲覧できると言っても実態に即したものとは言いがたい。

ウ ③について

そもそも、千代田区は、千代田区のホームページに、「神田警察通りの道路整備計画」と題するホームページがあり、そこにⅡ期工事の計画の概要が掲載されていることを、紙媒体である広報紙において一切告知しておらず、ある程度の高齢者にとっては、そのようなホームページを閲覧する機会が与えられていなかったというべきである。

原告らは、Ⅰ期工事の際に、最終的に、街路樹を伐採しないで道路整備が行われたことから、Ⅱ期工事以降についても、同様に街路樹を伐採しないで道路整備が行われると考えていたことから、Ⅱ期工事の整備計画について特に関心をもって積極的な情報収集をしていなかったこともあり、千代田区のホームページに本件工事の概要が公開されていることを知る由もなかったものである。実際にも、その当時、原告らのうち誰一人として閲覧した者はいなかった。

(求釈明)

被告らは、各情報をホームページ上に掲載した時点から本件契約締結までの間、各情報に何人のアクセスがあったのか、ホームページ閲覧の解析データを具体的に示すことを求める。

エ ④について

伐採賛成派と原告らとの意見交換については、千代田区議会は令和4年3月17日の陳情審査において、工事を行うに当たって、「沿道住民の思いを大切にし、住民同士的一致点を見いだせるよう努力する」ことを申し入れると集約し（甲A20・20頁）、この集約結果を踏まえて実施された令和4年4月9日の意見交換会には、守る会の人たちは元々道路工事自体には反対しておらず、当日は前向きな提案をもって臨んでいたのに、たった1度だけの意見交換会だけで打ち切られたものであり、最初から結論ありきで、単なるアリバイ的に意見交換する場を設けただけとしか考えられず、「一致点を見いだす努力をする」との陳情審査の集約結果にも反する対応であり、意見集約手続としてははなはだ不適切であったと言わなければならない。

2 同(2)について

被告らは、区議会での議論が原則として住民に公開されていることや自治体や地方議会が自らのホームページ上で情報発信を行っていることは、昨今においては公知の事実であり、実際にも千代田区や千代田区議会が、各ホームページ上において、上記のような情報を閲覧可能な状態で公表していたのであるから、原告らにおいて、容易に情報収集することが可能であったという事実に変わりはないと主張している（被告ら準備書面（2）22頁）。

しかしながら、千代田区は、神田警察通りⅡ期工事についての情報を千代田区のホームページ上に公開していることを紙媒体の広報紙で一切広報していなかったのであるから閲覧しようとする契機が住民には与えられていなかったというべきであるし、神田警察通りⅡ期工事について千代田区議会の企画総務委員会で議論されていることも、それを知らせる紙媒体の広報がなされなければ住民が閲覧する契機を与えられていなかったというべきである。

したがって、被告らの主張は建前論でしかなく、全く実態にそぐわない主張

である。なぜ千代田区は紙媒体の広報紙での広報をしなかったのか、被告らは、その合理的な理由を説明すべきである。

3 同(3)について

被告らは、令和2年12月25日に企画総務委員会において、須貝基盤整備計画担当課長の説明について、ガイドラインが変更されたのは令和3年9月15日であって、「変更した」旨の答弁をすることは事実と反するし、須貝課長は同ガイドラインの変更が必要な理由については十分説明していると主張している（被告ら準備書面（2）23頁）。

しかしながら、須貝課長は、ガイドラインの改訂の必要を説明しただけで、その後、具体的にガイドラインのどこをどのように改訂するのかについて、その改訂の直前に千代田区議会の企画総務委員会において説明したり、質疑を受けたりしていない。原告らは、それが問題であると指摘しているのであり、具体的な改訂内容とその理由を説明していないことは明らかである。

4 同(4)について

被告らは、令和4年4月9日に実施された意見交換会のみでは住民らの意見集約の手续としては不十分であるとの原告らの主張に対して、かかる意見交換会に先立ち、既に複数回の住民説明会や意見交換会が実施されていたことを踏まえれば、千代田区の対応が不十分だとの評価は当たらないと主張している（被告ら準備書面（2）23頁）。

しかしながら、原告らは、前述したように、千代田区議会が令和4年3月17日の陳情審査において、工事を行うに当たって、「沿道住民の思いを大切に、住民同士的一致点を見いだせるよう努力する」ことを申し入れると集約したこと（甲A20・20頁）を踏まえて実施されたのが令和4年4月9日の意見交換会であったのに、千代田区がそれを1回で打ち切ったことを問題にしているのだから、それ以前の住民説明会などを持ち出して正当化することは相当ではない。

千代田区議会の意見集約の趣旨に反して、意見交換会を1階で打ち切ったのは千代田区議会の意向をも無視するものであり、住民らの意見集約の手續としては不十分であったことは否定できないというべきである。

5 同(5)について

被告らは、別件訴訟の第1審判決(乙60)について言及するが、原告らは控訴して、その判断を争っているものであり(甲C42)、その内容が確定しているものではない。

6 まとめ

以上から、この点に関する被告らの主張には理由がない。

第6 同6について

1 被告らの主張について

- (1) 同第1段落で被告らが述べるところは第1事件答弁書の繰返しであり、原告らは反論済みである(原告ら準備書面(2)第2・2・(5)【同19頁以下】)。
- (2) 同第2段落以下において、被告らは、「設問9」における「①今と同じ樹種が良い」との選択者には、本件街路樹を更新せずに課題解決を望んでいる者と本件街路樹を更新し新たに同種の樹木(イチョウ)を植栽することを望む者のいずれも含まれ得る(それゆえ、これを補完するために各設問の回答欄には回答理由を記す箇所が設けられているのであり、「①今と同じ樹種が良い」との選択者につき上記のような場合が想定されることをもって設問に不備があったと断ずることはできない。)のであり、原告がいうような、「設問8」における「①今と同じ樹種が良い」の選択者と「設問9」における「①今と同じ樹種が良い」の選択者とを単純に足し合わせたとしても、本件街路樹の伐採を反対する区民の実勢を推し量ることはできないというべきである、②本件工事は、あくまでも本件工事区間における歩道の拡幅と自転車走行空間の新設等を目的とする工事であり、本件街路樹の伐採はそれを実現す

るための一工程にすぎない、③本件アンケート結果を見ても、「設問8」において歩道を「②拡げて欲しい」を選択した者が75%（509人）、「設問5」において自転車走行空間を「②整備してほしい」を選択した者が75%（513人）にも及んでいるなど、本件工事の実施を望む区民が多数を占めることは明らかである、③千代田区は、このアンケート結果及び本件工事区間の現況についても考慮の上、本件街路樹を更新する旨判断したものであり、本件アンケートの利用法として、「設問3」や「設問5」の回答結果を考慮することが不合理でないことは明らかであるなどと主張して、上記のような千代田区の判断過程に不合理な点がないこともまた明らかであるから、同区の判断に裁量権の逸脱又は濫用はないというべきであるなどと主張している（被告ら準備書面（2）24、25頁）。

2 原告らの再反論

(1) 上記①について

ア 被告らは、「設問9」における「①今と同じ樹種が良い」との選択者には、本件街路樹を更新せずに課題解決を望んでいる者と本件街路樹を更新し新たに同種の樹木（イチョウ）を植栽することを望む者のいずれも含まれ得るから、単純に、「①今と同じ樹種が良い」を選択した者の全てが伐採反対派であるとは言えないから、「設問8」の「①今のままで良い」と「設問9」の「①今と同じ樹種が良い」を単純に足しても、それは伐採反対者だけではないと主張したいのだと考えられる。

イ しかしながら、1つの選択肢の中に、複数の意味が含まれるような選択肢を作っている点に問題がある。

ウ また、そもそも、「設問9」は「設問8」で「②植替えを含め課題解決してほしい」と回答した者しか回答できないようになっており、既に主張したとおり、問8の質問の前に、「…街路樹の根が原因による舗装の段差やひび割れ、強風による傾木や枝折れ、建物への干渉、落ち葉が多いなど

の課題があります。」と記載されていることから（甲A11・2枚目）、これを読む近隣住民を、そのような「課題解決」をしてほしいという選択肢に誘導していると考えられるという意味において（甲A13・4～5頁）不適切である上、一つの選択肢に、伐採反対者と伐採賛成者の両方を含むような選択肢を設けることも不適切であるというべきである。

エ 「設問8」は、「神田警察通りの街路樹について、どのように考えますか」という質問に対して、その選択肢は、「①今のままで良い」、「②植替えを含め課題解決してほしい」、「③どちらとも言えない」の3つの選択肢である。ここでは、「伐採するか否か」だけではなく、「課題解決してほしいか否か」という次元の異なる2つの問題が一緒に質問されている。

「①今のままで良い」という選択肢にしても、「今のまま」には、「伐採すべきでない」ということだけでなく、「課題解決しなくて良い」という意味をも含んでいるから、「伐採すべきではない」ではないが「課題解決してほしい」という者は選択できず、そのような者は、「③どちらともいえない」（98人、14%）か無回答（67人、10%）を選ぶしかなくなる。

したがって、「設問8」に対して、「伐採すべきではない」と回答すべき者の多く（165人、24%）が「①今のままでいい」という回答者から除かれていることになり、その結果、「①今のままでいい」との回答率を下げていることになる。

仮に、設問8の設問を端的に「神田警察通りの街路樹を伐採すべきですか」として、「①伐採すべきである」、「②伐採すべきである」、「③どちらでもない」とすれば、無回答の割合は相当減ったと考えられるし（この設問に対する無回答率は他の設問と比較して極めて多い。）、その分、「①伐採すべきではない」の割合は、現在の設問に対する「③どちらともいえない」（98人、14%）か無回答（67人、10%）の大部分を加えたものになっ

たはずである。これは意図的な選択肢の作り方によって、伐採反対の住民の割合を少しでも少なく見せようとして考えられた結果であるというべきである。

オ 被告らが指摘するように、設問に対する回答には自由記載欄があるので、それを分析することが必要である。「設問8」に対する自由記載欄の意見次のとおりである（甲C43。）。

今ある街路樹を評価し、保護を願うもの……100

今ある街路樹または街路樹その物を否定するもの……33

管理や路面などの課題（植え替えても残る課題）を挙げるもの……64

肯定否定両方を挙げるもの……14

意味不明なもの……20

ここでは、伐採反対の意見が最も多く（100人）、上記の2つ目と3つ目の意見の合計（97人）よりも多いことが分かる。これは、前記エの推論を裏付けるものというべきである。

カ 前記エの推論は、千代田区が実施した第46回世論調査の結果からも裏付けられる。

このことは、令和2年4月26日の千代田区議会企画総務委員会において、木村議員が次のように述べて指摘しているところである（甲C44。その後も毎年世論調査を実施しているが、その後の世論調査からは緑の基本計画が質問事項から落とされており、意図的に外したと考えるのが自然かつ合理的である。）。

「今日、午前中、景観・まちづくり特別委員会があつて、緑の基本計画についての素案が報告されました。それで、区民、この資料で第46回区民世論調査結果が載っていて、緑に接する機会で、「あなたがお住まいの地域では、どのような緑に接することが多いですか」ということで、「道路の街路樹」が圧倒的に1位と、63%。次が、「皇居や神社などの伝統的な緑」、62%。で、「公園の緑」、5

2.5%。これが断トツなわけです、この三つが。さらに、「守り育てる必要があるものはどのような緑だと思いますか」ということで、「皇居や神社などの伝統的な緑」が8割、「公園の緑」が7割、63%が「道路の街路樹」。「守り育てる必要がある緑」だと、こういうふうに答えていらっしゃる。これもやっぱり上位この三つが断トツなわけです。「河川などの水辺の緑」になると、これは35%。ぐっと下がるわけですね。つまり、皇居や神社などの緑、公園の緑、道路の街路樹、これは守り育てていく。こういうふうと考えていらっしゃる方のほうが多いわけですよ。」「この区民世論調査でね、区民世論調査で、6割、63%の方が道路の街路樹を守り育てたいと。育ててほしいと述べているわけですよ。神田の、この神田警察通りのこの沿道だけその意見と違うというのは考えられないんですよ。それで、このアンケートをさらに調べていくと、この質問が問8で、「植替えを含め課題解決してほしい」というふうになるから、今の街路樹を残してほしいと。ただ、根上がりは改善してほしい。歩きづらいのは改善してほしいという方が、みんな2)にマルをつけているわけですよ。それが自由記述欄を見ると分かるわけですね。」

すなわち、千代田区民の世論調査(甲C45)では、「63%の方が道路の街路樹を守り育てたい」としているのに、「設問8」の回答では「①今のままで良い」という回答が29%しかないのは不自然であることを指摘している。

これはまさに選択肢の中に、「②植替えを含め課題解決してほしい」という選択肢を入れたために、「③どちらでもない」と無回答の割合が多くなっており、「①今のままで良い」の回答書で「伐採すべきでない」という者がそちらに流れるように誘導されたためであると考えるのが合理的であることを示しているのである。

キ 前述した令和2年4月26日の千代田区議会企画総務委員会において、木村議員が「設問8」「設問9」について述べているところは、以上に指

摘した問題点を極めて的確に指摘するものである（甲C44）。

「この問8だと、「植替えを含め課題解決してほしい」という方が多い、と。これはなぜなのかと、私考えました。これ、アンケートの用紙が、これ、18ページにあるけれども、この問いがですよ、上から2行目で、神田警察通りには街路樹の並木があつて、豊かに大きく成長し、街路樹は人々に潤いと安らぎを与えてくれていると。一方で、街路樹の根が原因による舗装の段差、ひび割れ、強風による倒木、枝折れ、建物への干渉、落ち葉が多いなどの課題がある、と。こういう文章の後に、どのように考えますかといったら、私だったら2)に答えますよ。2)に答えます。

ただ、「植替え」というふうな言葉を気にする人もいると思うんですよ。あ、そうすると、あの街路樹が全部切られちゃうのかと。移植されちゃうのかと。そう考えると、「今のままで良い」と答えるか、もしくは回答できないわけですよ。それで、この問8では無回答が一番多いんですよ。この11ページ、ずっと見ていただくと分かるんですけども、こういう問いでは答えられないという方が67%もいらっしゃるわけですよ。

それで、この問8で、322人の「植替えを含め課題解決してほしい」という方が、（発言する者あり）どういう樹種を望んでいるのかということで問9で聞くと、「今と同じ樹種が良い」という方が47人いるわけですよ。さらに、「新たな樹種に替えてほしい」という方が153人。

で、この12ページの代表的なご意見というのを見ると、「今のままで良いため、今と同じ樹種が良い」と。要するに機能更新で新たに樹種を植えるとしても、「今と同じ樹種が良い」という方がこれで答えているというふうにあるんですけども、この問9の自由意見の内容をちょっと入手しましたら、この問9というのは、「植替えを含め課題解決してほしい」という方のご意見ですよ。その322人の方に、どういう樹種がいいかを聞いた質問です。で、自由意見を見るとね、驚きました。ケヤキとイチョウの木が成長している。もったいないのでこのまま

で。さらにそれから、景観の維持。既存樹木の温存。費用との関係で無理せず長期的に替えていただきたい。現在の木が枯れたときに今までの樹種を検討すればいい。切ったりするのは好まない。あるものと新しいものの共存。命を大切に。よりよく。こういった自由記述がいっぱいあるわけですよ。

つまり、これは何かというと、課題解決、根上がりなどの課題解決はしてほしいと。しかし今の街路樹は残してほしいと。で、枯れそうになったら、そのときに木の樹種を替えていけばいいんじゃないかと、そういうご意見です。そうすると、結局、今の街路樹を生かしてほしいという方が、人数で言うと多数になるんじゃないでしょうか。

問8の自由意見も私調べました。問8の自由意見を見ると、今の街路樹を評価している方が、私がざっと見た感じだと87件ですよ。自由記述なんで。それで、もう道路が狭くなるから要らないとか、あるいは臭いのでほかの樹種にしてくれという、そういったはっきりしたご意見の方が大体60件ぐらい。

この区民世論調査でね、区民世論調査で、6割、63%の方が道路の街路樹を守り育てたいと。育ててほしいと述べているわけですよ。神田の、この神田警察通りのこの沿道だけその意見と違うというのは考えられないんですよ。それで、このアンケートをさらに調べていくと、この質問が問8で、「植替えを含め課題解決してほしい」というふうになるから、今の街路樹を残してほしいと。ただ、根上りは改善してほしい。歩きづらいのは改善してほしいという方が、みんな2)にマルをつけているわけですよ。それが自由記述欄を見ると分かるわけですね。」

「ただ、この項目だと、根上がりとか、いろいろ歩きにくいというふうにアンケートに書いてあるじゃないですか。この18ページに。街路樹の根が原因による舗装の段差やひび割れ、強風による倒木や枝折れ、建物への干涉、落ち葉が多いなどの課題があると。そうすると、今の街路樹はよくても、こういう課題は解決してほしいなと思うでしょ。そういう方が2)に丸をつけているんですよ。」

それで、322人の、問8で322人の方が問9で答えて、その人の自由記述欄を読むと、もったいないのでこのままでだとか、こういうのが三、四十人ぐらいずっとあるわけですよ。既存樹木の温存。命を大切に。よりよく。切ったりするのは好まない。木は生かして道を整備する方法を考えてほしい。成長までに期間がかかることを考えると、植替え等には慎重にならざるを得ない。せつかく年月をかけて成長した樹木なので、植え替えずに保全する方法を考えてほしい。部分的に倒木のおそれなど、必要な場合のみ植え替えてはどうか。これがその320人のうちに結構な割合でいるわけです。

そうすると、アンケートで行った結果、区の計画に賛成している人たちのほうが多いというのは、一概にどうなのかというふうに、一概に言えないんじゃないかと。沿道の本当に総意なのかというふうに私は考えざるを得なかったんですね。

これは「世論調査とは何だろうか」と、岩波新書で、私、元NHKの方のを読んだことがありましたけど、こう言っているんですよ。要するにふだんあまり考えないようなことを質問された場合、人々は中間的選択肢を選ぶ傾向が強くなると。だから、その設問のつくり方は注意するよという、そういう本なんだけれども、やっぱり植え替えを含めて課題解決してほしいというのは非常に抽象的なので、悩みながら2)にマルをつける。で、何か不安な人は無回答で、10項目の質問で一番無回答が多い項目になってしまったという、やっぱりそういう傾向があるんじゃないかと。

これは冒頭に言ったように、私は、民意、まちの人たちの総意、これをやはりまちづくりというのは尊重すべきだというふうに考えておりますので、皆さんがというんだったら、それはそれで反対するものじゃありません。ただ、このアンケートの結果から、そういうものだとしたら、これは民意だといって、全て街路樹も含めた機能更新でいいというふうにならないんじゃないかと。だから、後から後から陳情書が出てくるんじゃないかと、そう思うんですよ。いかがでしょう。」

これに対して、印出井環境まちづくり部長は、

「アンケートの評価、解釈についての木村委員のご指摘、そういう考え方もあるのかなというふうに思っています。

ただ、先ほどもご答弁申し上げましたように、今回、街路樹のみではなくて、やはり沿道の街路を通じたまちづくりとの関係という中で、沿道整備協議会で長らく議論を積み上げてきたところでございます。それだけの中で、今回の道路整備をしていくということに対して様々な陳情審査がなされ、その申入れに対してアンケートを実施し、専門家の意見を聴いたということで、アンケートの中で選択肢的な回答が多かったということについては、機能更新に向けた回答が多かったということについては、そこと軌を一にしているのかというような認識も得つつ、今ご指摘いただいたような傾向もあるんだろうなというふうに、改めて再認識したところでございます。」

と回答しており、木村議員の指摘を否定していない。

また、木村議員は、令和5年3月8日の千代田区議会企画総務委員会においても、

「多様な意見があアンケートの結果分かったんですよ。ただ、この陳情書にあるように、質問の9、どのように整備したらいいかと。この点についてだけは——あ、問8か、問8ですね。これについては無回答の割合がめちゃくちゃ多かったわけよ。ほかのところは数%なのにこれだけ1割、ですから、聞き方がちょっと難しかったんじゃないかと、そういう問題はああると思います。」

と的確に指摘しているところである（甲C46）。

ク 以上から、この点に関する被告らの論難は何ら当たらないというべきであり、理由がない。

(2) 上記②について

被告らは、本件工事は、あくまでも本件工事区間における歩道の拡幅と自転車走行空間の新設等を目的とする工事であり、本件街路樹の伐採はそれを実現するための一工程にすぎないと主張する。

しかしながら、それが「一工程」であるにしても、Ⅱ期工事区間にあるほとんどの街路樹を伐採することを軽んじて良いはずはない。地元の住民にとってはⅡ期工事区間の街路樹のほとんどが伐採されることは住民感情として耐えられないものであり、極めて重要な事柄である。街路樹の伐採に反対している地元住民も、本件工事区間における歩道の拡幅と自転車走行空間の新設等を目的とする工事をするに反対しているのではない。対立軸を、あたかも「工事賛成」か「工事反対」かの二項対立であるかのようにして、「工場反対はけしからん」という形で住民の分断を煽り、伐採反対の住民を一方的に非難する千代田区のあり方が間違っているといわなければならない。

この意味において、②の主張には問題があり、殊更に強調されるべきではないというべきである。

(3) 上記③について

ア 被告らは、このアンケート結果及び本件工事区間の現況についても考慮の上、本件街路樹を更新する旨判断したものであり、本件アンケートの利用法として、「設問3」や「設問5」の回答結果を考慮することが不合理でないことは明らかであるなどと主張している（被告ら準備書面（2）14、15頁）。

イ 被告らは、アンケート結果を考慮して、本件街路樹を更新する旨判断したと主張している。

しかしながら、それは、千代田区議会企画総務委員会における須貝基盤整備計画担当課長の答弁と矛盾している。

すなわち、令和5年3月8日の千代田区議会企画総務委員会において、須貝課長は、大坂議員からの「そもそもこのアンケートの目的は何だったのか、その辺についても改めて説明をお願いいたします。」との質問に対して、須貝課長は、「先ほども申し上げましたが、まずは議会からの取りまとめもあったということで、広く意見を聞くためにも行ったと、まずそ

の目的がございます。それから、I期区間が完了してII期以降の整備を進める、そういうことに当たって、道路整備と街路樹の在り方について、で、このII期区間だけではなくて、神田警察通り全体、それを通じて皆様のご意見を伺いながら検討するために実施したものでございます。」と答弁した。これを受けて大坂議員から「II期区間のためのアンケートではないということと、あとこの結果に基づいてII期区間の整備内容が変わったということではないという認識でよろしいのでしょうか。」との質問に対して、須貝課長は、「この意見を聞いて、そしてそれを議会、それから協議会、そういうところに報告をいたしまして、フィードバックをして、計画としてはこれによって変わったということではございません。」と答弁している。

さらに、大坂議員から「もし仮にというところではあるんですけども、街路樹を保存しながら解決をしてほしいという意見がアンケートの中で多かったとしたら判断は変わるものだったのでしょうか。」との質問に対して、須貝課長は「もしというお話で、そのようなことはないと認識してございますが、万が一そのような結果だとしても、これまで委員会等でご説明しておりますが、今ある街路樹がその位置にあっては多くの方が望む歩行空間と自転車走行空間の整備ができませんので、道路管理者としての区としての判断が変わるものではないと認識してございます。」と答弁している。

すなわち、須貝課長は、アンケート結果により、本件街路樹を保存してほしいという数が多かったとしても、本件街路樹を伐採して本件工事を行うことに違いがないと述べているのであり、アンケートの結果が千代田区にとって都合がよければ利用し、そうでない場合には最初から無視するつもりであったという姿勢は明らかであったというべきである。

千代田区としては、最初からそのような姿勢でアンケートを実施してい

たのであるから、前述したように、「設問8」の選択肢を、「①今のままで良い」との回答数が少なくなるように恣意的に作成していたと考えるのが合理的な推論というべきなのである。

そのような千代田区の恣意的な姿勢による「検討」が合理的であるはずがないというべきである。

ウ また、被告らは、「設問3」の回答として「②拡げてほしい」を選択した者が75%（509人）、「設問5」の回答として、自転車走行空間を「②整備してほしい」を選択した者が75%（513人）であり、本件工事の実施を望む区民が多数を占めることは明らかであると述べている。そのこと自体を争うものではないが、前記(2)でも述べたとおり、本件工事そのものは、伐採に反対する原告らも争っていないのであるから、それ自体が争点ではなく、本件工事に際して、神田警察通りⅡ期工事区間のほとんどの街路樹を伐採することの是非が問われているのである。被告らは、前述したように、千代田区は、「工事賛成」か「工事反対」の対立の構図であるかのように喧伝していることこそが問題なのである。

したがって、本件工事を望む区民が多いから、街路樹の伐採を含む本件工事は是非が問われているのに、「設問3」と「設問5」の回答から、本件工事を望む区民が多いと結論づけて、街路樹の伐採に反対する近隣住民が少数派であるかのような主張はアンケートの結果を自己に有利に解釈しているだけであり、公平中立な評価とは言いがたい。

したがって、この点に関する被告らの主張には理由がない。

3 まとめ

以上から、上記の①から③の被告らの主張を踏まえて、千代田区の判断過程に不合理な点がないこともまた明らかであるから、同区の判断に裁量権の逸脱又は濫用はないというべきであるとの被告等の主張には理由がないというべきである。

第7 同第7について

1 同(2)について

(1) 被告らの主張

被告らは、本件街路樹を更新する旨の方針決定に当たっては、本件アンケートによる意見聴取が実施され、また、本件協議会での議論・検討だけでなく千代田区議会での議論も経ている上、させに本件工事契約締結後、本件街路樹の伐採に着手するよりも前に、複数回、住民説明会や意見交換会が実施されていると主張し、このように、千代田区は、本件協議会での議論・検討を基本としつつ、それ以外の意見聴取の手法等を行った上で本件工事に着手している以上、かかる同区に対応に、前千代田区長の「地域への十分な説明と丁寧な合意形成を心がける」との発言や、道路整備方針や参画・協働ガイドラインの趣旨に反するところがないことは明らかであると主張している（被告ら準備書面（2）25、26頁）。

(2) 原告らの再反論

ア 被告らは、本件協議会での議論・検討だけでなく地だ区議会での議論も経ている上、させに本件工事契約締結後、本件街路樹の伐採に着手するよりも前に、複数回、住民説明会や意見交換会が実施されているとの被告らの主張を繰り返しているが、原告らは、既に、千代田区は事前に情報公開が極めて不十分であり、参画・協働ガイドラインが定める意見公募（パブリックコメント）や住民説明会など住民の参画のための手法がとられていないと反論しているところである（原告ら準備書面（2）第2・2・(6)・イ【同22頁以下】、本準備書面の前記第5・イ【9頁以下】）。

イ この点については、令和4年10月11日の千代田区議会予算・決算委員会において、大串議員が、次のように的確にしているところである（甲C47）。

「神田警察通り II 期工事がここまで進まない。もう膠着状態にある。私は、この原因をつくったのは執行機関だと思っていますよ。訴訟になっているのも、適正な手続を欠いたから、訴訟になっている。そうでしょ。私は、この II 期工事、区長のほうが、4月11日に話し合いをもう打ち切るとしてからですよ、話し合いを持たれていないわけです。木村委員からは話し合いの継続、私も、個人的には賛成ですよ。じゃないと、工事がもう、この先、進まないからですね。で、私はぜひ反省していただきたいのは、この10年間の積み上げというのを、今日もお話ありましたけれども、協議会の方々も一生懸命、それは参加されてやりました。だけれども、要綱に定めた協議会ですから、議事録は公開しなければいけない。これ、基準を区が定めています。だけれども、この10年間、残念ながら、議事録は公開されませんでした。また、説明会も行われなかった。パブリックコメントも、もちろんです。だから、沿道住民の方は知るべき手段が全くなかったんですよ。工事看板が設置されて、初めて知ったんですよ。これが、適正な手続を取ったと言えるんでしょうか。」

ウ 前述したように、本件協議会の議論については議事要旨しか公開されず、議事論は本件契約締結前には公開されていなかったし、意見公募（パブリックコメント）や住民説明会など住民の参画のための手法が全くされていなかったし、千代田区のホームページに本件工事の概要が掲載されていたというが、そのことは紙ベースでの広報紙において一切広報されていなかった。のであり、大串議員が指摘するように、「沿道住民の方は知るべき手段が全くなかったんですよ。工事看板が設置されて、初めて知ったんですよ。」というのが実態である。

事前に地元住民に知られると反対の声があがり、その対処が大変であることから、千代田区は、後で言い訳ができるように、アリバイ的なホームページ掲載をこっそりとしたものの、紙ベースでの広報は一切せず、パブリックコメントも住民説明会もしなかったのである。そのような千代田区

の進め方に問題がないはずはなく、前千代田区長の「地域への十分な説明と丁寧な合意形成を心がける」との発言や、道路整備方針や参画・協働ガイドライン（甲A16）の趣旨に反することは明らかである。

2 同(3)について

(1) 被告らの主張

被告らは、神田警察通り沿道賑わいガイドラインの改訂は、本件通り全体に係る整備の指針として策定されているものである以上、その改訂が、「計画等の策定及び重要な変更」（乙53）または「重要な方針等の策定または改定」（乙16）に該当するか否かについての判断も、当然、本件通りに係る整備全体を視野に入れた上で行われるべきであるとし、令和3年9月15日に決裁された賑わいガイドラインの改訂が、いずれも本件通り全体の整備工事の計画や方針等に関する本質的内容を変更するものではないことは既に述べたとおりであるから、原告らの主張はその前提を誤るもので失当であると主張している（被告ら準備書面（2）26頁）。

(2) 原告らの再反論

被告らは、しきりに、本件通りに係る整備全体を視野に入れた上で判断すべきことを主張するが、量的な問題ではなく、その改訂内容が、どんなに量的に少なく小さいことであっても、本質的な変更であれば、パブリックコメントを求めるべきであったというべきである。

「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」においては、「既存の街路樹を活用する」と明記して、その例として「白山通りのプラタナス、共立女子前のイチョウなど」（甲A1・2頁）とされて、神田警察通りの本件街路樹も膨れるように定められていたのに、この「など」を削除して、神田警察通りの本件街路樹はこのガイドラインにより「既存の街路樹を活用する」との指針から外された。

そのため、神田警察通りⅡ期工事において、本件街路樹のほとんどが伐採

可能となる変更であることから、それは本質的内容を変更するものというべきであり、そうであれば、意見公募（パブリックコメント）や住民説明会など住民の参画のための手法がとられるべきであったのに（甲A16）、その手法がとられず、住民にはその改訂について、何ら説明や周知されなかった。

その手法をとらないで本件ガイドラインの改訂を行ったことには手続上瑕疵があったというべきである。

3 まとめ

したがって、この点に関する被告らの主張にはいずれも理由がない。

第8 同8について

1 同(1)及び(2)について

(1) 被告らの主張

被告らは、①千代田区議会定例会での議決について、原告らは、当該委員が、実際に「誤った認識」を有した状態で議決を行ったとする点について何ら立証していない、②本件定例会で議決を行った千代田区議会議員の間で「10か年において議論してきた」との、印出井部長の答弁が正しく認識されていたことは既に述べたとおりであるなどと主張している（被告ら準備書面（2）16、17頁）。

(2) 原告らの再反論

①及び②については、原告ら準備書面（3）において、幸田雅治教授の意見書（甲C40の1）を踏まえて、千代田区職員による虚偽又は不正確な答弁が議決の可否を判断する上で主要な要素となっているか（第1の基準）、議会での議論の前提となる事実に関する執行部の説明が住民に正確に理解される内容となっているか（第2の基準）から判断すると、本件契約締結に関する議決は無効と解すべきことを詳述したところである（同第2【同12頁以下】）。

被告らは「当該委員」すなわち、千代田区議会議員の「認識」を問題にし

ているが、印出井部長の答弁を千代田区議会議員が正しく認識していたかを問題にするべきではなく、一般人である住民がどのように認識していたかを基準に判断すべきである（原告ら準備書面（3）10頁）という点において被告らの主張は誤りである。

そして、議論がされた企画総務委員会においては（甲A2）、第Ⅱ期工事についての審議がされており、その中で、本件協議会でしっかりと議論をして確認されたことでよいかどうかを大坂委員から質問されたことを受けて、印出井部長が答えているのであり、「10か年において議論をしてきた」との印出井部長の説明は、一般人を基準として、第Ⅱ期工事における本件街路樹の伐採についての議論が10年間行われていたと受け取られる発言であることからすれば、地方議会での前提となる事実に関する説明が住民に正確に理解される内容とは言い難いことからすれば、印出井部長による虚偽答弁に基づく企画総務委員会における決議は無効である。

2 同(3)について

(1) 被告らの主張

被告らは、千代田区議会企画総務委員会で配布された資料（甲A21）の記載における「A氏」の発言の記載について、A氏が保存案を有していること自体は、「保存を優先すべき」との記載や、かかる記載についての須貝課長の記載内容をもって、「真意を歪めた不正確な情報を企画総務委員会に伝達した」との評価は当たらないと主張している（被告ら準備書面（2）27頁）。

(2) 原告らの再反論

既に主張したとおり、原告らが問題としているのは、「更新案についての意見」について、A氏が「植え替えるのであれば、樹高4～5mの小さいものを植えて、建築限界を超えないように大きく育てることが望ましい」（乙30・6枚目）とされている部分についてである。

当人である藤井名誉教授によると、自分の意見が勝手に切り取られて使わ

れていることを知り、インタビューを行った道路公園課に直接問い合わせ、全文を要求し、確認しようとしたが、何の返事ももらえなかったとのことであり、藤井名誉教授自身が、自らの意見が勝手に切り取られて使われていたことを明らかにしているし（甲A22）、その後、令和4年3月10日に開催された本件協議会にビデオ参加という形で、学識経験者である藤井名誉教授が出席し、自分の意見について事前に確認されず、自分の意見が正確に伝わっていないことに異議を述べている（甲A23・7頁）。

すなわち、「更新案についての意見」において、一般人を基準とすると、藤井名誉教授かがヨウコウザクラを容認するように誤解される内容となっているのであり、事前に藤井名誉教授が確認を求められていたら、更新案に反対する意見を出したはずである（甲A22）。

したがって、有識者である藤井名誉教授の意見を歪曲し、真意をゆがめた不正確な情報を企画総務委員会に伝達していたことを認めるべきであり、この点に関する被告らの主張には理由がない。

3 まとめ

よって、この点に関する被告らの主張には理由がない。

第9 同9について

1 被告らの主張

被告らは、本件工事契約に基づいて本件街路樹を伐採することは、千代田区及び訴外大林道路の真意であり、この点につき、両当事者に認識の齟齬はないとして、本件意思表示に虚偽はない以上、本件工事に民法94条及び95条の認識は生じ得ないと主張している（被告ら準備書面（2）27、28頁）。

2 原告らの再反論

しかしながら、千代田区と訴外大林道路が、本件工事契約に基づいて本件街路樹を伐採することに認識の齟齬はないとしたら、「枯損木」の積算単価を利

用するために、「高木」と認識していたのに、伐採対象にしては「枯損木」と記載したということなるから、錯誤にならないとしても、相手方と通じてした通謀虚偽表示（民法94条1項）として瑕疵があるというべきであるから、この点に関する被告の主張にも理由がない。

3 原告らの新たな主張

原告は従来主張に加えて、新たに、次の点を主張する。

本件工事契約には、「質問回答書」が添付されている。これは、請負人である訴外大林道路が千代田区に対して質問し、その回答がなされたものである（甲4の2）。

この「質問回答書」の「18 道路植栽工において樹木の撤去について地元住民様への周知は完了していると考えてよろしいでしょうか」との質問に対して、「区のHPにて撤去する旨を公表しております。また、工事の施工にあたっては整備計画の内容の掲示を現地にて行います。」と回答し、「20 当事者に対する地元住民、商店様への周知は完了していると考えてよろしいでしょうか」との質問に対して、千代田区は「区のHPにて事業の説明を公表しておりますので、周知済みであると認識しておりますが、具体の工事についてはPR及び近隣住民への丁寧な説明を求めます。」と回答している。

この「質問回答書」は本件契約と一体をなすものであり、本件合意の内容をなしていると解すべきである。

千代田区の回答は、いずれについても、地元住民に対する周知は完了しているとの説明であるが、実際には、本件契約締結前の住民等に対する周知は、既に主張したとおり、極めて不十分であったため、本件街路樹の伐採に納得できない原告の一部の者が、自発的に、神田警察通りⅡ期工事予定の現地において、「木守り」として、伐採予定のイチョウの樹の横にいて工事に反対する意思を表明する行動をとっているものであり、そのこともあって、本件工事が進んでいない実情がある。これは、千代田区による地元住民に対する事前の周知徹底が

されていないのに、これがされている旨が回答されていたことに原因がある。

これは、上記の「質問回答書」において示された千代田区と訴外大林道路の双方の認識には齟齬があり、その齟齬は法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるから、錯誤により、双方の合意には瑕疵があるというべきである（民法95条1項）。

4 まとめ

よって、この点に関する被告らの主張にも理由がない。

第10 結 語

以上から、被告ら準備書面（2）の「第3 原告ら準備書面(2)への反論」における被告らの主張には理由がなく、原告らの請求が認容されるべきである。

以上